２鉾田再協第２２号

令和２年９月１日

　事業要望者　各位

鉾田市農業再生協議会会長　岸田　一夫

　　　高収益作物次期作支援交付金申請書及び事業計画書の提出について

　高収益作物次期作支援交付金を申請するためには、**①令和２年２月～４月末までの間に、出荷した実績があること、又は廃棄等により出荷できなかった実績があること**、**②収入保険、農業共済、野菜価格安定制度のセーフティネットに加入していること、又は加入を検討していること**が要件となっています。つきましては、①と②の要件を満たしている場合は、高収益作物次期作支援交付金実施要領に基づき、下記のとおり、書類を提出ください。

**１．提出書類**

　（１）　高収益作物次期作支援交付金申請書（別紙様式第６－１号）

（２）　高収益作物次期作支援交付金取組計画書（別紙様式第６－２号）

　（３）　面積確認表（鉾田市版）

　（４）　農業委員会が発行する耕作証明書の申請に係る委任状

　（５）　高収益作物次期作支援交付金取組項目チェックシート

　（６）　取組を実施したことを証明できる根拠資料（（５）のチェックシートを参照）

　（７）　令和２年２月～４月末までの間に出荷したことが証明できるもの（出荷伝票など）

　（８）　通帳の写し（最初の見開き１ページ目）

**２．提出先及び提出期限**

　提出先：鉾田市農業振興センター（子生378）

　提出期限：**令和２年９月25日（金）**　**※必着**

**３．注意事項**

　（１）　**対象となる取組を実施していない、ほ場は申請できません。**

　（２）　**提出書類**については、**５年間保存**していただく必要があります。

　（３）　**取組を実施したこと**、**次期作を栽培した**ことについて、各ほ場ごとの**写真つき作業日誌**が**実績報告時に必要**になります。

　（４）　**取組を実施していないこと**や、**面積の虚偽申告があった場合**は、**交付金の全額、又は一部を返還**していただくとともに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第29条に基づき、**罰則の対象**になります。

　（５）　提出された申**請書及び取組計画書**は、申請された内容の一部、又はすべてが**承認されない場合**や、**交付単価が減額**されることがあります。

<お問い合わせ先>

環境経済部農業振興課

電話：0291-36-7651